

§ 14. 保護林設定ニ関スル件

(大正 4 年 6 月 9 日
林第 144 号山林局長通牒)

左記各号ニ該当スル森林又ハ特殊ノ産物ニ対シ特別ノ保護ヲ加フルハ国有林ノ經營其ノ他公共ノ利益増進上必要ト認ムル儀ニ付施業案ノ編成又ハ檢訂ニ際シテ周到ナル稽查ヲ為スハ勿論常時管理經營上ニ於テモ遺漏ナク注意ヲ加ヘラレ別紙保護林設定ニ関スル注意事項参照ノ上之カ設定計画ニ付遺憾ナキヲ期セラレ度尤保安林ニ編入スルヲ至当トスルカ如キ程度ノモノハ左記各号ニ包含セサル儀ト了知相成度右依命及通牒候也

追テ第 1 号第 6 号及第 7 号ニ該当スルモノニ付テハ施業案ノ編成又ハ檢訂ヲ待タス此際管内ニ涉リ一応調査ノ上別紙様式ニ依リ予メ本官ヘ打合相成度

記

- 1 原生林又ハ之ニ準スヘキ林相ヲ有スル森林若ハ其ノ他ノ箇所ニシテ學術又ハ森林施業上ノ考証トシテ必要ナルモノ
- 2 汽車汽船其ノ他主要ナル道路又ハ地点ヨリ望見シ得ル林分ニシテ著名ナル勝景地ノ風致ヲ保持助長スルカ為必要ナルモノ
- 3 名所旧蹟ノ風致ヲ保持助長スルカ為必要ナルモノ
- 4 公衆ノ享樂地又ハ将来公衆ノ享樂地トナルヘキ見込充分ナル箇所ノ風致ヲ保持助長スルカ為必要ナルモノ
- 5 旧記伝説ニ依ル名木及未タ人口ニ膾炙セサルモ其形態、大サ、樹齡又ハ樹種等ニ於テ名木ニ準スヘキモノニシテ風致又ハ學術ノ考証上必要ナルモノ
- 6 高山植物ノ生育セル区域ニシテ學術ノ研究上必要ナルモノ
- 7 學術研究又ハ其ノ他ノ目的ニ依リ保護ヲ要スル鳥獸ノ蕃殖上必要ナルモノ
- 8 医薬又ハ工業用ノ特種ノ植物及學術又ハ經濟上最必要ナル土石ノ保存若ハ淡水生動物養殖上必要ナルモノ

保護林設定ニ関スル注意事項

- 1 各号ニ該当ノ箇所選定ニ付テハ其ノ事由ノ顯著ナルモノノミニ限ルハ勿論慎重考慮ノ上疎漫ニ流レズ濫設ニ陥ラサル様注意スルコト
- 1 面積ハ其ノ目的ヲ達スルニ差支ナキ範囲内ニ於テ最小限タラシムルコト
- 1 第 1 号、第 6 号及第 7 号ニ該当スル保護林ノ如キハ可成未利用林、除地又ハ他ノ事由ニ依リ施業ノ制限ヲ要スル部分ニ選定シ普通施業地ノ減少ヲ避クルニ努ムルコト

- 1 保護林台帳ヲ所轄小林区署ニ備付ケシメ設定ノ目的, 設定ノ年月, 設定当時ノ現況, 施業ノ沿革, 設定後ニ於ケル地況林況ノ変化及其他参考トナルヘキ事項ヲ記載セシムルコト
- 1 保護林ノ設定ハ施業案ノ編成又ハ検訂ニ際シテ之ヲ為スコトトシ若シ第一施業期斫伐予定箇所ニ於テ保護ヲ要スルカ如キモノアリトセハ相当手續ヲ經テ伐採見合ノ手段ヲ採ルコト
- 1 保護林設定ニ関スル各種ノ事項ハ詳細之ヲ施業案説明書ニ掲記スルコト